ID:　331

担当部署:　都市政策部 都市基盤室 道路・公園課

処分の概要	使用許可の取消し等
例　規　名 **根 拠 条 項**	芦屋市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例　第8条第1項(第15条第3項において読み替える場合を含む。)
例 規 番 号	昭和63年条例第29号

【根拠条文】

(使用許可の取消し等)

第8条　市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、駐車場の使用許可を取り消し、又は使用を停止させることができる。

(1)　使用許可の申請に虚偽又は不正があつたとき。

(2)　この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

2　前項の規定による使用許可の取消し又は使用の停止により、使用者に損害が生じることがあつても、市はこれに対して補償の責めを負わない。

(管理の代行等)

第15条　市長は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、駐車場の管理を指定管理者に行わせることができる。

2　前項の規定により、駐車場の管理を指定管理者に行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

(1)　駐車場の使用の許可に関する業務

(2)　駐車場の運営に関する業務

(3)　駐車場の施設、設備等の維持管理に関する業務

(4)　前3号に掲げるもののほか、駐車場の運営又は維持管理上市長が必要があると認める業務

3　第1項の規定により、駐車場の管理を指定管理者に行わせる場合の第3条第4号、第3条の2第3項、第3条の3第1項、第4条、第8条、第9条、第11条第7号及び第13条の規定の適用については、第3条第4号、第4条、第8条第1項及び第11条第7号中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第3条の2第3項中「市長は、必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て」と、第3条の3第1項中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第8条第2項及び第13条中「市」とあるのは「市及び指定管理者」と、第9条中「市長は、駐車場の補修その他駐車場の管理上必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、駐車場の補修その他駐車場の管理上必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て」とする。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

設 定 年 月 日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日